

省エネ適判の手数料

『認定証等※1あり』の場合

『認定証等※1なし』の場合

種別	床面積区分	手数料	条項
一戸建て住宅※2	—	5,800 円	別表三 二の(一)の(1)
住宅部分 (共同住宅・長屋等)	300㎡未満	11,300 円	別表三 二の(一)の(2)のイ
	300㎡以上 2,000㎡未満	23,800 円	
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	52,800 円	
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	94,700 円	
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	119,000 円	
	25,000㎡以上	148,000 円	
	300㎡未満	11,300 円	
300㎡以上 1,000㎡未満	19,500 円		
1,000㎡以上 2,000㎡未満	31,600 円		
2,000㎡以上 5,000㎡未満	94,300 円		
5,000㎡以上 10,000㎡未満	149,000 円		
10,000㎡以上 25,000㎡未満	188,000 円		
25,000㎡以上	235,000 円		

種別	床面積区分	手数料	条項			
一戸建て住宅※2	仕様基準	200㎡未満	20,700 円	別表三 二の(二)の(1)		
		200㎡以上	22,200 円			
	仕様・計算併用法	200㎡未満	30,100 円			
		200㎡以上	33,200 円			
	標準計算法	200㎡未満	40,200 円			
		200㎡以上	44,900 円			
住宅部分 (共同住宅・長屋等)	仕様基準	300㎡未満	38,700 円	別表三 二の(二)の(2)のイ		
		300㎡以上 2,000㎡未満	66,900 円			
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	120,000 円			
		5,000㎡以上	183,000 円			
	仕様・計算併用法	300㎡未満	59,800 円			
		300㎡以上 2,000㎡未満	100,000 円			
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	175,000 円			
		5,000㎡以上 10,000㎡未満	256,000 円			
		10,000㎡以上 25,000㎡未満	304,000 円			
	標準計算法	25,000㎡以上	354,000 円			
		300㎡未満	81,000 円			
		300㎡以上 2,000㎡未満	135,000 円			
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	229,000 円			
		5,000㎡以上 10,000㎡未満	329,000 円			
		10,000㎡以上 25,000㎡未満	390,000 円			
	25,000㎡以上	449,000 円				
	一戸建て住宅 以外の建築物	工場等※3	300㎡未満		11,300 円	別表三 二の(二)の(2)のロ
			300㎡以上 1,000㎡未満		19,500 円	
			1,000㎡以上 2,000㎡未満		31,600 円	
			2,000㎡以上 5,000㎡未満		94,300 円	
5,000㎡以上 10,000㎡未満			149,000 円			
10,000㎡以上 25,000㎡未満			188,000 円			
25,000㎡以上			235,000 円			
工場等以外の 非住宅部分			モデル建物法	300㎡未満	102,000 円	
	300㎡以上 1,000㎡未満	129,000 円				
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	171,000 円				
	2,000㎡以上 5,000㎡未満	276,000 円				
	5,000㎡以上 10,000㎡未満	361,000 円				
	10,000㎡以上 25,000㎡未満	434,000 円				
	25,000㎡以上	509,000 円				
	標準入力法等※4	300㎡未満	266,000 円			
		300㎡以上 1,000㎡未満	334,000 円			
		1,000㎡以上 2,000㎡未満	431,000 円			
		2,000㎡以上 5,000㎡未満	615,000 円			
		5,000㎡以上 10,000㎡未満	758,000 円			
		10,000㎡以上 25,000㎡未満	896,000 円			
		25,000㎡以上	1,020,000 円			

※1 下記の書類またはその写し
 ・設計住宅性能評価書(断熱等級4以上・一次エネ等級4以上)
 ・長期優良住宅認定通知書
 ・長期使用構造等確認書
 ・性能向上計画認定通知書
 ・低炭素建築物認定通知書

※2 兼用住宅の住宅部分も含む

※3 下記の用途
 ・工場・危険物の貯蔵または処理に供するもの、水産物の増殖場または養殖場、倉庫、卸売市場および火葬場、
 と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設
 ・複合建築物の非住宅部分が適用除外用途

※4 BEST省エネ基準対応ツール等による評価方法も含む

【備考】

- 複合建築物の共用部分について、
 居住者以外の者のみが利用する部分の床面積 > 居住者のみが利用する部分の床面積
 の場合、非住宅部分として扱う
- 高い開放性を有する部分(内部に間仕切壁または戸を有しない階またはその一部であって、その床面積に対する
 常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が1/20以上となる部分)を有する建築物は、当該床面積を含
 めた床面積区分とする
- 共同住宅や長屋は、住戸部分に共用部分の床面積を含めた床面積区分とする。ただし、評価から共用部分を除く
 場合は、当該共用部分の床面積は加算しない
- 共同住宅や長屋を仕様基準により評価する場合は、共用部分の床面積を除いた床面積区分とする